

「敵基地攻撃能力保持」など安保3文書「改定」閣議決定に抗議し撤回を求める声明

2023年1月26日

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会

(略称 子どもと法・21)

昨2022年12月16日、多くの反対論を無視し、外交・防衛政策の長期指針「国家安全保障戦略」など安保関連3文書の「改定」を閣議決定した。ここには歴代政権が戦後一貫して否定してきた敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有や、防衛関連の予算を2027年度に対国内総生産（GDP）比2%へ倍増させることを明記している。

2014年7月1日、政府は歴代内閣が行ってきた憲法第9条解釈を投げ捨て、日本が攻撃されていなくても自衛隊の海外での武力行使を可能にする「集団的自衛権」を閣議決定で認め、それらを含む「安全保障関連法案」を提案。「違憲である」として研究者・市民など当会を含む様々な層の反対を無視、2015年9月19日に国会にて強行採決した（「安保法制」）。違憲である「安保法制」を更に「進め」、「専守防衛論」すら形骸化させる。集団的自衛権の行使などを通じて日本が戦争当事国になる危険が拡大しているが、その安保法制の下で日本が「敵基地攻撃能力」（反撃能力）を保有した場合、それが他国のために用いられて戦争に突入することとなる危険性がより一層高くなる。

加えて、軍事費の増大がそれを加速させるばかりか軍事大国化につながる。事態は実質的に平和憲法破壊をもたらすものである。臨時国会は2022年12月10日に閉会したが、ここでこの問題も議論されていた。

しかし臨時国会閉会直後に平和憲法破壊をもたらすという重大事項を「閣議決定」という姑息な手法でなしたものである。

2022年は日本国憲法施行75周年であった。その節目の年に、平和憲法の実質をなくし「専守防衛」という限定をしてきた戦後防衛政策大転換をもたらすことを、民主主義に反し立憲主義を否定する政治的姿勢で強行に決定したのである。この閣議決定と安倍内閣安保法制時に続きわれわれ主権者・人民をあまりに馬鹿にした岸田内閣に対し、強く抗議する。

子どもの育ちで一番大切なことは、平和的生存権保障の下で生きられる環境である。わたしたちは、殺されない権利と共に殺さない権利も有している。本法案は、日本国憲法前文と9条を破壊するばかりか子どもが豊かに育ち得る環境も壊すものである。断じて許されない。「従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。…故に我が国に於ては如何なる名義を以てしても交戦権は先づ第一自ら進んで放棄する。…世界の平和の確立の基礎を成す、全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献する決意を先づ此の憲法に於て表明したいと思ふのであります。」という日本国憲法制定時の吉田首相答弁（1946年6月26日第90回帝国議会衆議院本会議）今こそ銘記すべきである。

わたしたちは、この閣議決定の撤回を求め、安保3文書に示された前記敵基地攻撃能力（「反撃能力」）保有などそのための準備を進めることに断固反対する。必要なのは軍隊・武器ではなく、日本国憲法の恒久平和主義と国際協調主義に則る平和外交努力である。